

枚方市小規模貯水槽水道衛生管理指導要領

1 目的

この要領は枚方市内に設置されている小規模貯水槽水道の衛生管理及び水質汚染時の措置について必要な事項を定めることにより、設置者等による自己管理の徹底を図り、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「小規模貯水槽水道」とは、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とする水道施設であつて、水道法に規定する「専用水道」及び「簡易専用水道」に該当しないものをいう。
ただし、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」の適用を受ける施設を除く。
- (2) 「設置者等」とは、小規模貯水槽水道を所有する者、又は、維持管理の責任を有する者をいう。
- (3) 「登録検査機関」とは、水道法第 34 条の 2 第 2 項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた者をいう。
- (4) 「利用者」とは、小規模貯水槽水道から供給を受ける者をいう。

3 実施主体

この要領に基づく指導等は、健康福祉部が上下水道局と連携を図り、実施するものとする。

4 対象施設

この要領において対象とする施設は、枚方市内に設置される小規模貯水槽水道とする。

5 管理基準

(1) 施設の管理

- ア 設置者等は、枚方市水道事業給水条例第 42 条第 2 項に基づき、自ら適正な管理に努めなければならない。
- イ 健康福祉部は、設置者等の協力を得て、小規模貯水槽水道の管理状況の把握に努めるものとする。

(2) 汚染が判明した場合の措置

- ア 設置者等は、その給水する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、利用者にその旨を周知するとともに上下水道局又は健康福祉部に連絡し、指導を受けること。
- イ 設置者等は、水質検査の結果、水道法に基づく水質基準を超える等汚染が判明した場合、上下水道局又は健康福祉部に連絡し、指導を受けること。
- ウ 設置者等は、汚染原因の調査及び原因の除去に必要な措置を講じること。

エ 健康福祉部は、設置者等から給水する水の汚染の状況等について報告を受けた場合は、必要により上下水道局に情報提供を行う。また、上下水道局は、設置者等から給水する水の汚染の状況等について報告を受けた場合は、必要により健康福祉部に情報提供を行う。

(3) 記録の保存

設置者等は、水槽の清掃、水質検査等の管理記録を3年間保存するものとする。

6 上下水道局との協力

- (1) 上下水道局は、給水区域内に新たに設置されまたは廃止された小規模貯水槽水道について、6ヶ月ごとに別紙様式（枚方市小規模貯水槽水道設置状況報告書）により健康福祉部あて報告するものとする。
- (2) 健康福祉部は、(1)により報告をもとに、現に設置されている小規模貯水槽水道の設置場所、設置者等の住所、氏名、受水槽の有効容量等の把握に努めるとともに、これらについての記録を保存するものとする。
- (3) 上下水道局は、小規模貯水槽水道の設置者等に対し、枚方市水道事業給水条例第41条に基づき、その管理に関して改善措置の指導、助言及び勧告を行った場合、必要に応じて、健康福祉部に情報提供するものとする。

7 指導・啓発等

健康福祉部は、小規模貯水槽水道の汚染を発見した場合、設置者等から5の(2)による連絡を受けた場合又は水道事業者から6の(2)による情報提供があった場合のうち、必要と判断される場合には、現地調査等を行い、設置者等が実施する汚染原因の調査及び原因除去に対し指導、助言及び勧告を行う。なお、現地調査は必要に応じ、上下水道局の協力を得て行うものとする。

付則

この要領は、平成24年10月1日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。